

工事請負契約の一部を変更することについて

平成28年第5回市議会定例会の議決を経て締結した周南市防災情報収集伝達システム防災行政無線及び無線LAN整備工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年12月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥1,247,690,520-」を「¥1,249,759,800-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

周南市防災情報収集伝達システム防災行政無線及び無線LAN整備工事

2 変更理由及び変更箇所

- (1) 通信回線における安全性等確保のため、ネットワーク機器を追加
- (2) 防災行政無線設備電源引込方法の変更
- (3) 防災行政無線設備設置場所安全対策工事の変更
- (4) 防災行政無線設備基礎工事の変更

工事請負契約の一部を変更することについて

平成28年第5回市議会定例会の議決を経て締結した周南市防災情報収集伝達システム防災行政無線及び無線LAN整備工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥1,244,547,720-」を「¥1,247,690,520-」とする。

工事請負契約の一部を変更することについて

平成28年第5回市議会定例会の議決を経て締結した周南市防災情報収集伝達システム防災行政無線及び無線LAN整備工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年6月13日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

工期「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成30年10月31日まで」を「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成31年3月25日まで」とする。

契約金額「¥1,188,000,000-」を「¥1,244,547,720-」とする。

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年9月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 周南市防災情報収集伝達システム防災行政無線及び無線LAN
整備工事
- 2 工 事 場 所 周南市内全域
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成30年10月31日まで
- 4 契 約 金 額 ￥1,188,000,000-
- 5 請 負 者 パナソニック・徳機電設特定建設工事共同企業体
代表者
広島県広島市中区八丁堀5番7号
パナソニックシステムネットワークス株式会社
システムソリューションズジャパンカンパニー中国社
社長 梶谷 聡
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札